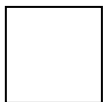


（表面）

岐阜県後期高齢者医療広域連合健康診査に係る自己負担額助成金交付申請書

被 保 険 者	保険者番号								
	被保険者番号								
	フリガナ								
	氏名								
	住所	〒 ー							
	生年月日	年 月 日				性別	男・女		
健診を受けた保険医療機関等		名称							
		所在地							
健診を受けた日		年 月 日							
健診に対し支払った自己負担額 (いずれかの番号に○を付けてください)		1 個別健康診査		500円					
		2 集団健康診査		420円					
口 座 振 込 先	金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合			店				
	口座種別	普通・当座	口座番号						
	フリガナ								
	口座名義人								
<p>（申請者と口座名義人が違う場合）                  上記名義人の口座への振り込みを承諾します。 申請者 氏名 <span style="float:right">㊟</span></p> <p>岐阜県後期高齢者医療広域連合長 様</p> <p>上記のとおり、健康診査に係る自己負担額の助成を申請します。                  年 月 日</p> <p style="text-align:right">住所                  申請者 氏名 <span style="float:right">㊟</span>                  連絡先電話番号（ ー ー ）</p>									



捨印

市町村確認欄	
被保険者証	
免除証明書又は 免除決定通知書	

広域連合受付印	市町村受付印

(裏面)

(助成を申請する理由)

東日本大震災等により、後期高齢者医療の被保険者が以下の事由のいずれかに該当したため。(申請者において該当する番号全てを○で囲んでください。)

- 1 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした。
- 2 主たる生計維持者が死亡し又は1か月以上の治療を要すると認められる重篤な傷病を負った。
- 3 主たる生計維持者の行方が不明である。
- 4 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した。
- 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない。
- 6 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている。
- 7 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている。
- 8 特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行っている。
- 9 1から5までに準ずる事由( )
- 10 6から8までに準ずる事由( )

※下記については、東日本大震災等後期高齢者医療一部負担金等免除証明書又は後期高齢者医療保険料減免決定通知書のいずれの交付も受けていない方で、別紙に掲げる証明書類の添付ができない方のみ記入してください。

証明書類が添付できない理由	
岐阜県後期高齢者医療広域連合長 様	
上記申請者の申立てが正しいことを証明します。	
年 月 日	
住所(居住地)	
氏名	⑩ 申請者との関係

## 別紙

申請する際、被保険者証及び一部負担金等免除証明書又は保険料減免決定通知書を提示するとともに、健康診査に係る自己負担額の領収書の写しを添付してください。

東日本大震災等後期高齢者医療一部負担金等免除証明書又は後期高齢者医療保険料減免決定通知書のいずれの交付も受けていない場合は、次の書類を添付してください。

次の1から5までの複数に該当する場合には、番号の一番小さい番号の書類を添付してください。(添付が困難な場合は、申立てにより受理しますが、後日入手でき次第提出してください。)

- 1 住家が全半壊又は全半焼した場合  
    り災証明書又は被災証明書
- 2 主たる生計維持者が死亡、又は1か月以上の治療を要すると認められる重篤な傷病を負った場合
  - (1) 主たる生計維持者が死亡した場合（東日本大震災等により死亡したことが分かる書類）
    - ア  り災証明書又は被災証明書
    - イ  アにその旨の記載がない場合は、死亡診断書
    - ウ  イのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書
    - エ  警察の発行する死体検案書
  - (2) 主たる生計維持者が1か月以上の治療を要すると認められる重篤な傷病を負った場合  
    医師の診断書
- 3 主たる生計維持者の行方が不明である場合  
    次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの書類
  - (1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）の規定に基づき、行方不明となった者の死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書の写し
  - (2) 主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことがわかる書類の写し
  - (3) 第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等）の証明書
  - (4) その他これらに準じる書類
- 4 東日本大震災等により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し、現在収入がない場合
  - (1) 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの
  - (2) 主たる生計維持者による申立書及び事業主等による証明書（公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。）
- 5 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立ち退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合、又は同法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合  
    避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの（岐阜県後期高齢者医療広域連合において対象地域に住所を有していたことが確認できる場合は書類の添付を要しない。）
- 6 特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行っている場合  
    特定避難勧奨地点に住所を有していたことが確認できる被災証